

## ながさきエコスクール認定制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、環境にやさしい学校づくりを推進し、市内の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の児童及び生徒の環境に対する意識の高揚を図り、もって環境への負荷の少ない社会の構築に資するため、ながさきエコスクールの認定制度について、必要な事項を定めるものとする。

### (認定の申込み)

第2条 ながさきエコスクールの認定を受けようとする学校は、ながさきエコスクール認定申込書（第1号様式）に、ながさきエコスクール実施（変更）計画書（第2号様式）（以下「実施計画書」という。）を添付して、市長に提出しなければならない。

### (環境行動の実行)

第3条 前条に規定する申込みを行った学校（以下「認定申込学校」という。）は、実施計画書に基づき、環境にやさしい学校づくりに向けた行動（以下「環境行動」という。）を実行するものとする。

### (認定)

第4条 市長は、教育委員会が毎年実施する環境教育に関する取組状況調査（以下「状況調査」という。）により認定申込学校が計画（実施計画書において認定申込学校が実施を予定している環境行動をいう。以下同じ。）どおり環境行動を実行していると認められる場合、当該学校をながさきエコスクール（以下「エコスクール」という。）として認定するものとする。

2 市長は、状況調査に基づく認定審査の結果を認定申込学校へ文書により通知するものとする。

### (点検、評価及び見直し)

第5条 エコスクールは、環境行動について定期的に進捗状況の点検及び評価を行うとともに、行動計画についての協議及び見直しを行うものとする。

2 前項の見直しにより行動計画を変更する場合、市長に実施計画書を提出しなければならない。

### (認定の取消し)

第9条 市長は、定期審査又は特別審査の結果、認定を受けた学校が認定基準から大きく逸脱し、不適合と判断した場合は、認定を取り消すことができる。

### (環境行動の周知)

第10条 市長及び教育委員会は、他の模範となる環境行動を行っているエコスクー

ルを調査・選定し、その取組み内容を広報紙、ホームページ等に掲載し、広く周知に努めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前のながさきエコスクール認定制度実施要綱の規定によりながさきエコスクールの認定を受けた学校は、改正後の第4条による認定を受けたものとみなす。

第1号様式（第2条関係）

ながさきエコスクール認定申込書

（あて先）長崎市長

年 月 日

学校名

校長名

私たちの学校は、環境の保全や省エネルギー、資源の有効活用等に努め、  
環境にやさしい学校づくりに向けて、計画的に行動しますので、ながさきエ  
コスクール認定制度による認定を申し込みます。

第2号様式（第2条関係）

ながさきエコスクール実施（変更）計画書

（あて先）長崎市長

年 月 日

学校名

校長名

私たちの学校は、環境にやさしい学校づくりに向けて、次の行動計画のとおり環境行動を実行します。

行動計画（実施予定の行動の□にチェックしてください。）

- 1 環境美化活動（日常の清掃及び大掃除を除く。）
- 2 体験活動（屋内活動）
- 3 体験活動（屋外活動）
- 4 緑化推進活動
- 5 ごみの減量化・リサイクル活動
- 6 広報活動
- 7 作品募集
- 8 調査研究・環境学習活動
- 9 省エネルギー・省資源
- 10 その他（ ）